



令和7年3月26日

亀岡市議会議長 小川 克己 様

発議者 福井 英昭
平本 英久
松山 雅行
木村 勲
三上 泉
富谷加都子

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

議第2号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項産業建設常任委員会の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 全国都市緑化フェア推進室の所管に属する事項

第14条の2第1項を次のように改める。

委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)によって、委員会を開会することができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護、疾病、看護その他のやむを得ない事由により委

員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(3) その他委員長が特に必要と認める場合

第14条の2第2項中「開く委員会」を「委員会が開会される場合」に、「に届け出なければならない」を「の許可を得なければならない」に改め、同条第3項中「前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、」を「第1項の規定により、オンラインによる方法で委員会に出席する委員は、当該」に改める。

第17条第2項を削る。

第20条第2項中「求められた者は、」を「求められた者が」に、「出席する」を「説明する」に改める。

第23条第1項中「出席して」を「おいて」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申出は、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第24条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条第3項中「に出席する」を「において意見を述べる」に改める。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項

中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第2項を削る。

第28条第3項中「に出席する」を「において意見を述べる」に改める。

第29条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合においては、同項の規定による署名又は押印は、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項産業建設常任委員会の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。